

特別障害者手当等支給制度

お問い合わせ先

財部支所・福祉課（福祉事務所）
 社会福祉係 ☎ 0986-72-0936
 本庁・保健課 福祉係
 ☎ 0986-76-8807
 大隅支所・保健福祉課 福祉係
 ☎ 099-482-5925



【特別障害者手当】

20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方で、おおむね次のような方に対して手当を支給するものです。ただし、施設入所者や3ヶ月を超えて入院している方は対象外です。

①重度の障害が重複している方（例えば両上下肢とも機能全廃の場合）

②重度の肢体不自由者で、日常

生活に常時介護が必要な方
 ③最重度の精神障害や知的障害のため、日常生活に常時介護が必要な方

【障害児福祉手当】

20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方で、おおむね次のような方に対して手当を支給するものです。ただし、施設入所者は対象外です。

①身体障害者手帳1級又は2級（二部）程度の障害を有する方
 ②療育手帳A1程度の障害を有する方

【申請及び認定】

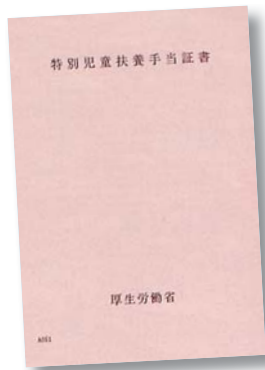
受給資格の審査は、特別障害者手当（又は障害児福祉手当）認定請求書に必要な書類を添えて、曾於市役所各支所の障害福祉担当の窓口提出することによって行われます。認定請求書を受理した後、手当の支給要件に該当するか否かについて審査し、認定又は却下の決定を行います。

児童扶養手当等の手当額が変わります

手当の種類	平成 23 年度 (月額)
児童扶養手当	子 1 人、全部支給の場合
	41,550 円
	子 1 人、一部支給の場合
	41,540 円～ 9,810 円
特別児童扶養手当	1 級 50,550 円
	2 級 33,670 円
特別障害者手当	26,340 円
障害児福祉手当	14,330 円



平成 24 年度 (月額)
子 1 人、全部支給の場合
41,430 円
子 1 人、一部支給の場合
41,420 円～ 9,780 円
1 級 50,400 円
2 級 33,570 円
26,260 円
14,280 円



特別児童扶養手当について

障害をお持ちのお子さんのために



お問い合わせ先

財部 福祉事務所 児童福祉係 ☎ 0986-72-0936
 末吉 保健課 福祉係 ☎ 0986-76-8807
 大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

特別児童扶養手当は、児童の健やかな成長を願って、20歳未満で身体や精神に重度または中度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方などに対して支給される手当です。

手当が支給されない場合

- ① 児童や父、母、養育者が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき（児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので、併給できます）
- ③ 児童が児童福祉施設等（保育所、通園施設、肢体不自由施設への母子入園を除く）に入所しているとき
- ④ 受給者、配偶者、扶養義務者の所得額が一定以上の金額を超えたとき

特別児童扶養手当の額

1級（重度障害児）
 月額 5万400円
 2級（中度障害児）
 月額 3万3570円

※この額は児童1人あたりです。障害等級表に基づき、1級、2級が決定します。

特別児童扶養手当の手続き

市役所で請求の手続きができます。

なお、その他の各種手続きは下表をご参照ください。

添付書類

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）
- ② 世帯全員の住民票の写し
- ③ 診断書（用紙は市役所にあります）

※身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出が省略できる場合がありますので、お尋ねください。

- ④ その他の各種届出に応じて必要な書類

特別児童扶養手当の支払日

手当は審査後、認定請求した月の翌月分から支給され、年3回、受給者本人の口座へ振り込まれます。

- ① 4月11日（12月～3月分）
- ② 8月10日（4月～7月分）
- ③ 11月9日（8月～11月分）

■各種届出一覧表

所得状況届	受給者全員が毎年8月11日から9月10日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなることがあります。	対象児童にかかる 有期再認定請求書	原則として2年に1回、3月・7月・11月のうち定められた時期に、診断書を提出し、引き続き手当が受けられるかどうか再認定を受けなければなりません。（支給停止中の方も必要です。ご注意ください）
額改定届・請求書	障害の程度が変わった時や対象児童に増減があったとき	証書亡失届	手当証書をなくしたとき
資格喪失届	受給資格がなくなったとき	その他の届	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更・受給者が死亡したときなど



児童扶養手当について

児童の健やかな成長を願って



お問い合わせ先

財部 福祉事務所 児童福祉係 ☎ 0986-72-0936
末吉 保健課 福祉係 ☎ 0986-76-8807
大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母または父や、父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。父母がいても重度の障害がある場合には支給されます。

なお、手当は審査後、認定請求した月の翌月分からの支給となります。

支給該当条件

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が不明である児童
- ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ その他（棄児など）

なお、児童とは18歳に達する

日以降、最初の3月31日までをいいます。

また、心身におおむね中度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

手当が支給されない場合

- ① 対象児童や手当を受けようとする父母または養育者が、公的年金（老齢福祉年金を除く）や労働基準法に基づく遺族補償を受けることができるとき
- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
- ③ 児童が、障害を有する父または母に支給される公的年金の加算の対象になっているとき
- ④ 父または母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）
- ⑤ 受給者、扶養義務者の所得額が一定以上の金額を超えたとき

児童扶養手当の額

全部支給 月額4万1430円
一部支給 月額4万1420円

～9780円

なお、この児童扶養手当の額

■各種届出一覧表

現況届	受給者全員が毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。 ※対象者の方には、8月初めに案内通知を郵送する予定です。
資格喪失届	受給資格がなくなったとき
額改定届・請求書	対象児童に増減があったとき
証書亡失届	手当証書をなくしたとき
その他の届	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更、受給者が死亡したときなど

は、対象児童が1人の場合です。児童が2人の場合は、この金額に5000円が加算され、3人以上以降はさらに3000円ずつ加算されます。

児童扶養手当の手続き
市役所で請求の手続きができます。



ひとり親医療費助成について

ひとり親家庭の医療費を全額支給。



お問い合わせ先

財部 福祉事務所 児童福祉係 ☎ 0986-72-0936
 末吉 保健課 福祉係 ☎ 0986-76-8807
 大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

曾於市内に住所があり、ひとり親家庭の父または母及び児童、父母のいない児童は、保険証適用医療費の全額助成を受けることができます。
 なお児童とは、18歳に達する以降の最初の3月31日までをいいます。

助成が受けられない場合

- ①生活保護法による保護を受けているとき
- ②児童福祉施設または知的障害者援護施設に入所しているとき（母子寮を除く）
- ③里親に委託されているとき
- ④重度身体障害者医療費助成に関する条例に基づき、医療費の助成を受けることができる
- ⑤受給者、扶養義務者の所得額が一定以上の金額を超えたとき

受給資格者証の更新

受給者の皆さんは、全員、毎年更新のための申請書を提出しなければなりません。

※対象者の方には、8月初めに案内通知を郵送する予定です。

8月11日～18日の曾於市クリーンセンター業務日

日	11	12	13	14	15	16	17	18
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土
業務	通常業務	休業	通常業務	通常業務	休業	通常業務	通常業務	通常業務

※月曜日から土曜日までの搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までです。

◎8月19日（第3日曜日）は、ごみの搬入ができません。搬入時間は午前9時から午後4時までです。

曾於市クリーンセンターからのお知らせ

8月15日（水）は、休業日のため、ごみの搬入はできません。皆様のご協力をお願いします。

お問い合わせ先

各環境係

末吉 ☎ 0986-76-8805
 大隅 ☎ 099-482-5923
 財部 ☎ 0986-72-0934
 曾於市クリーンセンター ☎ 0986-76-6766



曾於市指定金融機関派出所窓口の取り扱い時間変更 （曾於市役所 本庁・大隅支所・財部支所）

曾於市役所指定金融機関の派出所窓口の各種収納金の取り扱い時間が平成24年10月1日（月）から変更になります。

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

変更前 午前8時30分～午後5時15分



変更後 午前8時30分～午後4時まで

※平成24年度よりコンビニでも納入できるようになりましたので、ご利用ください。（手数料無料）

ストップ! 温暖化。みんなでチャレンジ、エコ活動

二酸化炭素 (CO₂) を減らして、地球温暖化を防止しよう!

市民の皆様には、地球温暖化対策や環境に配慮した活動等にご協力いただいているところです。

しかし、無理をして体調を崩してしまっては、せっかくの取組も意味がありません。そこで、今回は取り組んでいく上での注意をいくつかご紹介いたします。

節電で体調を崩さないように注意しましょう!

◎熱中症

暑い環境にいと、体温の調節が出来なくなる熱中症。室内においても起こり、重症の場合は**生命**に関わることもあります。

★熱中症が起こりやすい環境

・気温が高い (28℃以上など)

・湿度が高い (70%以上など)

同じ気温でも湿度が高いほうがかかりやすい

・風がない

・直射日光にあたっている

・暑さ慣れしていない

暑い日が続くときより、急に暑くなったときのほうがかかりやすい
(5月くらいから熱中症にかかる人もいます)

★予防法

■水分はこまめにとりましょう

目安は最低でも 1 日 1 リットル以上

■エアコンを上手に使いましょう

室内は 28℃に設定して、湿度が 70%を超えないようにしましょう。

■暑さに対処するために

- ・炎天下の昼間は外に出ないようにしたり、室内でも日当たりのよい場所は避けましょう。
- ・体力を維持するためにも、食欲の低下に気をつけましょう。
- ・つばのついた帽子や日傘、熱を逃しやすい白っぽい服装を心がけましょう。

◎食中毒

食中毒は、細菌やウィルス、ふぐやキノコなどの有毒物を飲食することで起こりますが、目に見えず、味やにおいもないため、食べているときには気づけません。主に腹痛、下痢、嘔吐といった症状があらわれ、ときには生命に関わるおそれもあります。

あたたかくて湿気の高い環境だと爆発的に増えるため、ふだんなら冷蔵庫外で保存できるものでも、夏は注意が必要です。

★停電時の食中毒対策

■冷蔵庫は 3 時間程度冷気が保たれるので、できるだけ開閉を控えましょう。

■保冷剤やビニールに入れた氷を冷蔵庫に入れておくと、食材が長持ちします。

■調理の前は手洗いや消毒をしっかりと。

■夏はシチューなどの作り置きはしないで、その都度必要な分だけつくりましょう。

■生ものは避け、できるだけ中まで加熱したものを飲食するようにしましょう。



平成 24 年成人式実行委員

成人式の実行委員を募集

一緒に盛りあげてみませんか？



お問い合わせ先

教育委員会社会教育課・各分室

大隅 ☎ 099-482-5958

末吉 ☎ 0986-76-8815

財部 ☎ 0986-72-0946

曾於市では、来年開催する平成25年曾於市成人式とともに取り組んでいただける実行委員を募集します。

大人への第一歩を迎える成人式を、一緒に運営し、盛り上げていきましょう。

実行委員へのお申し込みにつきましては、上記お問い合わせ先若しくは、曾於市ホームページからも受け付けていますので、たくさんのご応募お待ちしております。

平成25年曾於市成人式

開催日 平成25年1月3日(木)

場所 曾於市末吉総合センター(予定)

実行委員対象者

平成4年4月2日から

平成5年4月1日生まれ

申込期限

平成24年8月17日(金)

※実行委員へお申し込みいただいた方は、第1回成人式実行委員会を9月14日(金)午後7時から末吉総合センターで開催する予定です。

※成人式の案内につきましては、対象者に10月中旬に郵送いたします。

木造住宅の耐震診断・改修工事補助金のご案内

あなたの家は安全ですか??



お問い合わせ先

本庁建設課

☎ 0986-76-8811

木造住宅の耐震診断・改修工事の補助金制度

地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事の費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

○募集

・耐震診断

募集棟数 10棟

申込受付期間

平成24年4月から先着順で募集しています。

※すでに耐震診断を終えている場合は対象外となります。

・耐震改修工事

募集棟数 5棟

申込受付期間

平成24年4月から先着順で募集しています。

※すでに耐震改修を終えている場合は対象外となりますが、診断を受け、未改修のときは対象となる場合があります。

○補助金交付の要件

・耐震診断及び耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者であること。

・市税等の滞納がないこと。

・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋及び共同住宅で、2階建て以下かつ延べ面積500平方メートル以下のもの。

○診断補助金の額

・交付対象経費の3分の2とし、1棟につき6万円を限度

○改修補助金の額

・交付対象経費の10分の9とし、1棟につき30万円を限度



農薬適正使用推進期間



お問い合わせ先

県農政部 食の安全推進課

☎ 099-286-2891

経済課 特産園芸係

☎ 0986-76-8808

農薬の飛散防止対策など、農薬の適正な使用を重点的に推進するため、農薬の使用機会が多い6月から9月までを「農薬適正使用推進期間」として設定し、農業団体、市町村、県等が一体となって、農薬販売店、農薬使用者に対し農薬の適正で安全な販売・使用の徹底を図ります。

【推進期間】
平成24年6月1日～9月30日

【重点推進事項】
①適期・適正な防除の推進
病害虫防除所が提供する「病

- 害虫発生予察情報」や「農薬使用の手引き」等を参考に、適期・適正な防除を実施する。
- ②農薬使用基準の遵守
農薬の使用に当たっては、農薬取締法省令5号で定められた「農薬を使用する者が遵守すべき基準」に基づき、容器等に記載されている使用方法をよく読んで正しく使用する。
- ③農薬の飛散防止
農薬を散布するときは、飛散による周辺農作物への被害が発生しないよう、風向、散布器具のノズルの向き等に注意する。
- ④散布作業者の安全確保
農薬を散布するときは、必ず防除着やマスクを着用する。
- ⑤周辺環境への危被害防止
ほ場周辺の宅地や畜舎、養蜂、魚介類などに危害を及ぼさないよう、また、河川等を汚染しないように十分注意して使用する。
- ⑥農薬の適正な管理等
農薬は飲食品の空き容器等へ移し替えたりせず、施錠できる保管庫等で厳重に管理する。また、空き容器等は、産業廃棄物運搬・処理業者に委託して適正に処理する。

曾於市ふるさと体験
モニター(小4～6年生・中・高生)募集

農業体験と市内めぐり



お問い合わせ先

曾於市グリーン・ツーリズム

協議会事務局(荒武)

☎ 090-7294-3534

詳細・申込方法等は次のとおりです。

実施期間
8月21日
(火)14時～22
日(水)14時



曾於市グリーン・ツーリズム協議会では、ふるさと体験のモニターを募集します。

農家民泊(ホームステイ)をして、簡単な農業体験と市内めぐりをします。

みんなで夏休みの思い出づくりをしましょう。

対象

小学校4～6年生、中学生
高校生

体験内容

牛の世話、芋ほり、昆虫採集
スイカの収穫など

参加料

千円

定員

先着30名程度

集合・解散場所

末吉総合センター

主催

曾於市グリーン・ツーリズム協議会

後援

曾於市教育委員会

申し込み方法

曾於市グリーン・ツーリズム協議会事務局(荒武)までご連絡ください。



※この事業は、曾於市市民提案型地域づくり事業補助金を活用して実施いたします。

日	月	火	水	木	金	土
			8/1	2	3	4
5	6 講座	7	8	9 講座	10 親子	11
12	13 ひろば	14	15	16 測定	17 親子	18
19	20 ひろば	21	22	23 ひろば	24 親子	25
26	27	28 ひろば	29	30 ひろば	31 親子	

※子育て支援センターは、園庭開放・育児相談を実施しています。

園庭開放：午前 10 時～午後 3 時（月曜日～金曜日）

育児相談：午前 9 時～午後 4 時（月曜日～金曜日）

親子ふれあい遊び 午前 10 時～ 11 時 30 分

●会場：子育て支援センター

●会場：弥五郎伝説の里

身体測定・健康相談 午前 10 時～ 11 時 30 分

●会場：末吉総合センター

子育てひろば 午前 10 時～ 11 時 30 分

●会場：末吉総合センター

●会場：末吉総合体育館

●会場：財部保健福祉センター

育児講座 午前 10 時～ 11 時 30 分

●会場：財部保健福祉センター（6 日）
末吉総合センター（9 日）

年金移動相談所開設日

期 日	時 間	場 所
8 月 23 日（木）	午前 10 時～ 午後 3 時	本庁（末吉） 1 階会議室

鹿屋年金事務所による移動相談所が開かれます。

日程・場所は上記のとおりです。

相談は無料ですが、予約が必要です。

国民年金は、日本に住んでいる 20 歳から 60 歳未満までの方が加入することになっており、学生であつても加入して保険料を納めることとなります。

学生の方は、所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが困難な場合が多いため、在学中の保険料を納付猶予する「学生納付特例制度」があります。

平成 24 年度の手続きがお済みでない方は、手続きをして下さい。

手続き先 市役所国民年金係・鹿屋年金事務所

必要なもの 認印・学生証または在学証明書

子育てふれあいひろば

- ・6 日は財部保健福祉センターで育児講座を開催します。
- ・9 日は末吉総合センターで育児講座を開催します。



お問い合わせ先

曾於市地域子育て支援センター
大隅 ☎ 099-482-6125（直通）
子育て携帯サイトすまいるキッズ
<http://www.smile-kids.jp/sooshi>

育児講座

8 月 6 日（月）は財部保健福祉センターで、親子ビクスを開催します。講師は田鍋いずみ先生（OKJ インストラクター）です。赤ちゃんから就学前のお子さんが対象となります。動きやすい服装で、バスタオル、飲み物などご持参ください。

8 月 9 日（木）は末吉総合センターで、歯に関する相談会を開催します。市役所の歯科衛生士が、相談をお受けします。お気軽においでください。

8 月 16 日（木）は末吉総合センターで、身長、体重の測定を行います。保健師による健康相談もあります。母子手帳をご持参ください。

国民年金のはなし



お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課
末吉 ☎ 0986-76-8805
大隅 ☎ 099-482-5923
財部 ☎ 0986-72-0934

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金保険料は毎月の保険料を翌月末日までに納めて頂くことになっていきます。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金額が少なくなり、場合によっては年金が受けられなくなります。また万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

保険料の納入は、便利な口座振替やクレジット払いもできます。

ご希望の方は市役所国民年金係か鹿屋年金事務所へご相談下さい。

学生納付特例の手続きはお済みですか

国民年金は、日本に住んでいる 20 歳から 60 歳未満までの方が加入することになっており、学生であつても加入して保険料を納めることとなります。

学生の方は、所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが困難な場合が多いため、在学中の保険料を納付猶予する「学生納付特例制度」があります。

平成 24 年度の手続きがお済みでない方は、手続きをして下さい。

手続き先 市役所国民年金係・鹿屋年金事務所

必要なもの 認印・学生証または在学証明書

あなたのお住まいは安全ですか！

がけ地近接等危険住宅移転事業のご案内

お問い合わせ先

本庁 建設課
☎ 0986-76-8811
財部支所 建設水道課
☎ 0986-72-0941
大隅支所 建設水道課
☎ 099-482-5953



1. 制度概要

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅を安全な場所に移転を促進するため、国と地方公共団体が移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設する住宅（購入も含みます）に要する経費に對し補助金を交付する制度です。

2. 補助の内容

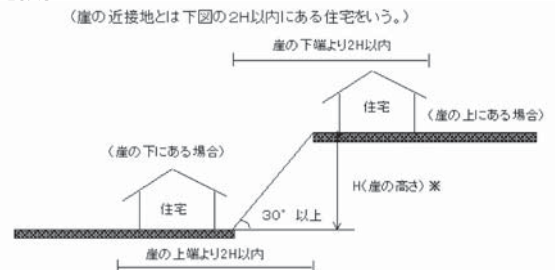
住宅（現に居住の用に供されている住宅）で、この条例は昭和46年9月1日に施行されたもので、この施行に伴い、既存不適格となった昭和46年8月31日以前に建築された住宅が、原則として対象となります。

※H（がけの高さ）が2m以上の場合が対象です。

除却等費危険住宅の撤去費及び移転等に要する費用

建物助成費危険住宅に代わる住宅の建設（購入も含みます）、土地取得、敷地造成のため、金融機関から融資を受けた場合の借入れ金の利子相当額（利率は85%を限度とします。）

危険住宅とは



3. 補助限度額

- ① 除却等費：780千円
- ② 建物助成費
- 建 設：4440千円
- 土地取得：2060千円
- 敷地造成：580千円

弥五郎の里 浴室改修工事に伴う休業のお知らせ



お問い合わせ先

大隅支所地域振興課
☎ 099-482-5921

弥五郎の里の入浴施設につきましては、皆様にご利用いただいているところですが、今回浴室のリニューアル工事を9月より着手することになりましたので、お知らせいたします。

工事期間は平成24年9月1日から11月30日までの予定となりますので、工事期間中ご迷惑をおかけしますが、浴室の利用はできません。

12月よりリニューアルオープンし、営業を再開しますので多くの方のご利用をお待ちしております。

なお、弥五郎まつり館・会議室については、通常どおり利用できます。

ご寄附がありました

（6月受付分）

● 曾於市思いやりふるさと寄附金 （ふるさと納税）

2件 30万6千円

（県を通じた寄附金を含む）

この寄附制度は、平成20年度に始まり、平成24年6月末時点で、

167件

1524万8542円

となっております。寄附者の意向に沿った事業に活用させていただいております。

● 山中貞則顕彰記念事業寄附金

9件 246万8千円

この寄附金は、末吉町深川の故山中貞則先生の自宅を購入し、顕彰記念館として管理運営していく経費に活用させていただいております。平成22年度に始まり、平成24年6月末時点で、

252件

1億6386万7194円

となっております。寄附金目標額は、5億円です。

＊市では、ご厚意に深く感謝申し上げます。いただいた貴重な浄財を、有効に活用させていただきます。



住宅の新築・購入、おめでとうございます！

住宅取得祝金等支給制度について

曾於市では、人口減少に歯止めをかけるため、また、市内商工業の活性化を図るために、住宅取得祝金等支給制度を実施しております。**住宅を取得された方で、対象者となる方は、申請をしてください。**

お問い合わせ先

末吉本庁 企画課 まちづくり推進係 TEL 0986-76-8802
大隅支所 地域振興課 地域振興係 TEL 099-482-5921
財部支所 地域振興課 地域振興係 TEL 0986-72-0931

1. 制度の目的	曾於市では、定住促進を図るため、住宅を新築または購入した方に対し、お祝として現金と市商工会が発行する商品券を支給いたします。 商品券で支給することにより、市内経済の活性化を図ることも目的としています。
2. 対象者	・市内に居住するため住宅を新築または購入した方。 ※4. 注意点（対象外等）を参照してください。
3. 支給の金品等	(基本の祝金等) 1. 市内業者による新築 商品券 10 万円分+現金 10 万円=計 20 万円分 2. 市外業者による新築 商品券 5 万円分+現金 5 万円=計 10 万円分 3. 未入居の建売住宅購入 商品券 5 万円分+現金 5 万円=計 10 万円分 4. 上記以外の中古住宅購入 商品券 2 万 5 千円分+現金 2 万 5 千円=計 5 万円分 (転入者加算) 5. 上記 1～4 の対象者で、転入して 1 年以内の方に対して、商品券 5 万円分+現金 5 万円=計 10 万円分を加算。 ※注) 本市から他の市町村へ転出し、転出後 3 年以内の再転入は対象外とする。
4. 注意点 (対象外等)	1. 新築・購入の日は、法務局の登記（新築・所有権移転）の日付を基準とします。 2. 新築・購入の日以後 1 年以内に申請してください。 3. 転入日以後 1 年経過してからの住宅取得は、転入者加算の対象外とします。 4. 市の定住促進住宅用分譲地への新築は、対象外とします。 5. 市税等の滞納者は、対象外とします。 6. 住宅リフォーム促進補助金、危険廃屋解体撤去補助金との併用申請は、認められません。 7. 中古住宅とは、居住が可能で耐用年数が 10 年以上見込まれるものです。



住宅の建築やお買い物は
市内のお店で！
みんなの力で、
ますます住みよいまちに！

左は 6 月 21 日に行われた
住宅取得祝金等交付式の写真



たからべ清流まつり参加者募集

やまめのつかみ捕りをしてみませんか？



お問い合わせ先

曾於市観光協会
(市役所経済課内)

☎ 0986-76-8808

- 清流の森大川原峽キャンプ場で、やまめの放流とつかみ捕りを行います。夏休みの楽しい思い出作りにご家族、ご友人などで参加してみませんか。つかみ捕りをした後は、やまめの塩焼きができる塩焼きコーナーで新鮮なやまめをご堪能ください。
- 日時** 平成24年8月5日(日)
午前10時～(9時受付開始)
- 会場** 大川原峽キャンプ場
- 参加資格** 未就学児、小・中学生に限りです。
- 参加料** 1人 100円
- 注意点**
- ① 受付後、参加料と引き換えに渡したビニール袋を持っている方のみ、つかみ捕りの会場に入ることができます。それ以外の方は入ることができません。
 - ② つかみ捕りは、小・中学生と未就学児のみとなります。
 - ③ 小・中学生のつかみ捕りの際は、保護者は入場できません。
 - ④ 未就学児のつかみ捕りの際は、1人の未就学児に、1人の保護者が必ず同伴してください。(2人の同伴はできません)
 - ⑤ やまめは1人5匹まで。



命の大切さ

6月14日、大隅南小学校で心肺蘇生法講習会がありました。例年、夏休みのプール開放で保護者が監視するということで、講習会を実施していましたが、今年度は、児童・教職員も「命の大切さ」ということや、水難事故への適切な対処や心構えについて学びました。

当日は、大隅曾於地区消防組合曾於消防署の宮城さん他2名の消防署員の方々から、心肺蘇生及びAEDの操作方法について、説明を聞きました。その後、実際に人形を使って、児童・教職員・保護者が、心肺蘇生法とAEDの操作を行いました。

心肺蘇生法については、一人で対処すると難しいですが、交代で対処すると難しいこともできるとわかりました。

児童代表では、6年生の村下菜々美^{むらした な な み}さんは、「救急車が来るまでに、心肺蘇生法とAEDの大切さについて勉強しました。おうちに帰ってしっかり復習します」と力強く語ってくれました。



心肺蘇生法の訓練